古代国家による辺境支配と鞠智城の機能の変質の相関

柿沼　亮介

はじめに

鞠智城は、文献上の初見である『続日本紀』文武天皇二年（六九八）五月甲申（二十五日）条が、

令三大宰府繕二治大野・基肄・鞠智三城一。

として、大宰府を防衛するために設置された大野城や基肄城とともに鞠智城を挙げていることから、七世紀後半の対外的な危機の中で整備された古代山城として理解されてきた。しかし鞠智城の大きな特徴の一つは、他の多くの古代山城が八世紀前半に次々と廃絶さ入れたのに対して、長く存続したことである。かつて鞠智城の目的について在地勢力の牽制という仮説を提示したが（柿沼二〇一四）、本稿では西海道を中心とする古代日本の辺境支配の変遷について検討した上で、鞠智城の機能の時期ごとの変質について考えたい。

第一章　辺境の制度的位置づけ

古代国家において辺境の範囲や役割は、制度上どのように位置づけられていたのだろうか。律令では辺境について「辺」という概念で捉えられており、「辺」「縁辺」「辺遠国」「辺要」「返城」「東辺」「北辺」「西辺」などの語がみえる（今泉一九九一a）。

養老軍防令12兵士向京条に、

凡兵士向レ京者名二衛士一。守レ辺者名二防人一。

とあるように、「辺」は辺境を意味していた。そこでまずは「辺」に関わる規定から、令制における辺境一のあり方の具体像をみていきたい。

「辺縁」については、養老軍防令65東辺条に、

凡縁二東辺北辺西辺一諸郡人居、皆於二城堡内一安置。

とあり、厩牧令15駅各置長条には、

若縁レ辺之処、被二蕃賊抄掠一、非二力制一者、不レ用二此令一。

とある。すなわち「辺縁」は、東・北・西の「境界」地域を表し、「蕃族」の脅威にさらされる地として意識されている。

「辺遠」については、養老職員令70大国条に次のような規定がある。

其陸奥出羽越後等国兼知二饗給・征討・斥候一。壱岐対馬日向薩摩大隅等国、總知二鎮捍・防守及蕃客帰化一。

集解では、「防守」の部分の朱説において、「惣鎮捍防守者。未レ知。部内之人歟。若外賊歟。答。部内之人。凡此国辺遠。人心殊二於餘人一。故云レ爾耳。未明。」とあり、これらの国は「辺遠」として位置づけられており、しかもそれらの国内には「鎮捍・防守」の対象となるような勢力がいることが示唆されている。

養老賦役令10辺遠国条には、

凡辺遠国、有二夷人雑類一之所。応レ輸二調役一者、随レ事斟量、不三必同二之華夏一。

とある。集解古記には、「夷人雑類謂二毛人。肥人。阿麻弥人等類一。問。夷人雑類一歟。二歟。答。本一末二。仮令。隼人。毛人。本土謂二之夷人一也。此等雑二居華夏一。謂二之雑類一也。」とあり、辺遠国には「夷人雑類」がおり、それらの具体例として毛人・肥人・阿麻弥人等が挙げられている。このように、辺遠国は「異民族」を抱える存在であると位置づけられている。

「辺要」については、養老仮寧令10官人遠任条の義解に、

居レ辺為レ要。壱岐対馬之類。

とあり、さらに同条の集解古記に、

及任居二辺要一。謂伊伎対島陸奥出羽是。

とある。辺境が「要」の地であることを表すとともに、その具体例として壱岐・対馬・陸奥・出羽が挙げられている。

「東辺」「北辺」「西辺」については、先述の軍防令65東辺条の他に、養老関市令06弓箭条に、

凡弓箭兵器。並不レ得下与二諸蕃一市易。其東辺北辺。不レ得レ置二鉄冶一。

とあり、さらに『紅葉山文庫本 令義解』裏書にみえる同条の逸文に、

古記云。東辺北辺。謂二陸奥出羽等国一也。

とある。

以上のような律令やその注釈書にみえる辺境の規定について、それぞれが定められたと考えられる同時期の史料も含めて検討し、時期ごとの辺境の地域設定について考えていきたい。

〈八世紀前半〉

まず、「辺遠」についてみていく。職員令70大国条の集解朱説の「此国辺遠」が本条全体に係るとすると、陸奥・出羽・越後・壱岐・対馬・日向・薩摩・大隅が「辺遠」であるということになる。宮原武夫氏は、七〇二年以降の早い時期に設置された薩摩国、七一二年に越後国出羽郡を割いて設置された出羽国、七一三年に日向国の四郡を割いて設置された大隅国を除いて、陸奥・越後・壱岐・対馬・日向が大宝令段階で辺要とされたとし、陸奥・出羽・越後・壱岐・対馬・日向・薩摩・大隅は養老令段階での辺要であるとする（宮原一九八六）。それに対して中村明蔵氏は、本条の集解朱説の解釈や賦役令10辺遠国条との関係などから、「辺遠国」と「辺要」は異なる概念であるとし、壱岐・対馬については「辺遠国」ではないとする（中村一九八九ａ）。

続いて「辺要」であるが、仮寧令10官人遠任条の集解古記の記述から、壱岐・対馬・陸奥・出羽が「辺要」として位置づけられている。

中村氏が主張するように蝦夷や隼人の居住地域のみを「辺遠国」として理解するのであれば、陸奥・出羽・薩摩・大隅のみが「辺遠国」となるが[二]、壱岐・対馬・陸奥・出羽は「辺要」として位置づけられていることから、八世紀前半の古代国家にとって、少なくとも陸奥・出羽は対外的要地であり夷人が居住する地域、壱岐・対馬は対外的要地、薩摩・大隅は夷人が居住する地域として位置づけられていたことが分かる。さらに、令本文に記述がある越後や日向も広い意味での辺境であったと言えよう。

〈八世紀後半～九世紀初頭〉

『続日本紀』天平宝字四年（七六〇）八月甲子（七日）条に、

勅、大隅・薩摩・壱岐・対馬・多褹等司、身居二辺要一、稍苦二飢寒一。挙乏二官稲一、曾不レ得レ利。欲レ運二私物一、路険難レ通。於レ理商量、良須二矜愍一。宜下割二大宰所レ管諸国地子一各給上。守一万束、掾七千五百束、目五千束、史生二千五百束。以資二遠戍一、稍慰二羈情一。

とあり、大隅・薩摩・壱岐・対馬・多褹が「辺要」とされている。

『類聚三代格』延暦十一年（七九二）六月七日付勅では、諸国の兵士について、

宜下京畿及七道諸国並従二停廃一以省中労役上。但陸奥出羽佐渡等国及大宰府者、地是辺要不レ可レ無レ備。所レ有兵士宜二依レ旧置一。

とあり、陸奥・出羽・佐渡と大宰府が「辺要」であるとされる。さらに、『類聚三代格』延暦十一年（七九二）六月十四日付太政官符には、

今諸国兵士。除二辺要地一之外。皆従二停廃一。其兵庫鈴蔵及国府等類。宜下差二健児一以充中守衛上。

とあり、健児を派遣する国や人数を定めていて、五十一ケ国について規定しているが、西海道諸国、陸奥・出羽・佐渡[三]などは含まれておらず[四]、これらが「辺要」とされたと考えられる。

辺遠国である大隅・薩摩や、朝鮮半島との通交経路にあたる壱岐・対馬だけでなく、広く西海道諸国が「辺要」として扱われているが、これは後述するように最前線となる要害の地の後背地も含めて辺境として位置づけられているということであろう。

『類聚三代格』延暦二十一年（八〇二）十二月付太政官符には、

応三依レ旧置二兵士一事

右得二長門国解一称。謹奉二去延暦十一年六月七日勅書一称。（中略）宜下京畿及七道諸国。兵士伝馬並従二停廃一以省中労役上。但陸奥出羽佐渡等国及大宰府者、地是辺要不レ可レ無レ備。所レ有兵士宜二依レ旧置一。検二案内一。兵部省天平十一年五月廿五日符称。奉レ勅。諸国兵士皆悉暫停。但三関并陸奥出羽越後長門并大宰管内諸国等兵士依レ常勿レ改者。然則此国依レ旧与二大宰府管内一接レ境。勘二過上下雑物一。常共二警虞一。無レ異二辺要一。亦山陰人稀。差発難レ集。若有二機急一。定致二闕怠一。望請。依レ旧置二兵士五百人一。以備二不虞一。（後略）

とある。すなわち、先にみた延暦十一年（七九二）六月七日勅で陸奥・出羽・佐渡・大宰府管内を除く国々の兵士が廃されたが、これに対して長門国が、長門は大宰府管内と境を接し、「辺要」と変わらないとし、天平十一年（七三九）五月二十五日兵部省符において兵士を停止した際に三関・陸奥・出羽・越後・長門・大宰府管内は除外された前例を持ち出して兵士五百人の復置を願い出ている。ここから、長門も辺要と同様に扱われたことが分かる。

『類聚三代格』弘仁四年（八一三）八月九日付太政官符は、筑前国・筑後国・豊前国・豊後国・肥前国・肥後国の兵士を削減しているが、「兵士之設本備二非常一。辺戎之要莫レ大二於此一」とあり、辺境における軍事に関する事項としてこれらの国々の兵士の問題が扱われている。西海道諸国のうち、削減対象として壱岐・対馬・日向・大隅・薩摩は挙げられておらず、同じ辺境の中でも、筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後とは区別されていると考えられる。

『類聚三代格』天長三年（八二六）十一月三日付太政官符では、大宰管内の兵士を廃して選士を置くとしており、健児制に類似した方策がとられている。すなわち、西海道諸国へも他の地域と同様の

制度が適用されるようになったということである。このことから中村氏は、この時期に西海道は、壱岐・対馬を除いて辺要から除かれたとする（中村一九八九ａ）。

以上のように、八世紀後半から九世紀初頭にかけては、陸奥・出羽・佐渡と西海道諸国、さらにその隣接地域としての長門が辺境として扱われていたが、西海道諸国の中では、筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後と日向・大隅・薩摩・壱岐・対馬は辺境としての位置づけが異なっていた。さらに、西海道諸国の軍事的な緊張感が緩和されたことで、九世紀になると辺境としての特殊な軍事体制がとられなくなっていった。

〈九世紀半ば～一〇世紀初頭〉

八世紀後半～九世紀初頭にかけての段階では、九州南部も辺境として制度的に位置づけられていたが、『紅葉山文庫本 令義解』書入にみえる軍防令65東辺条の逸文には、

朱云。不レ云二南辺一者。於南无レ辺者。

とある。すなわち、八三四年に施行された令義解において、「南」の辺境は存在しないことになっており、日向・大隅・薩摩は辺境としては位置づけられなくなったと考えられる。

一方で、後述するように「西」の辺境としての壱岐・対馬は依然として重視され、さらに八七六年には五島列島に行政区画としての値嘉嶋が設置された。

また、『類聚三代格』貞観十一年（八六九）三月七日付太政官符には、隠岐国について「新羅凶醜」に対応して「応下停二史生一人一補中弩師上事」として、

彼国地在二辺要一。堺近二新羅一。警備之謀当レ異二他国一。宜三早下知殊令二警護一者。此国素無二弩師具一。又無二其師一。望請。省二史生一任二弩師一。少大之賊応レ機討滅。

とあり、隠岐国も「辺要」として扱われていた。

このように、九世紀には九州南部が辺境として認識されなくなっていく一方で、新羅海賊の活動の活発化などにより、壱岐・対馬・五島列島や、隠岐のような日本海～東シナ海の辺境島嶼が重視されるようになった[五]。

そして九二七年に完成した『延喜式』においては、民部省式9辺要条では、

陸奥国。出羽国。佐渡国。隠岐国。壱伎嶋。対馬嶋。
右四国二嶋、為二辺要一。

とされている。『延喜式』は八三〇年施行の『弘仁式』や八七一年施行の『貞観式』の内容を多くは受け継いでいるとされているが、ここでの規定は今までみてきた辺境の変化と合致しており、九世紀中頃から一〇世紀初頭にかけてはこれらの国・嶋が辺境とされたと考えられる[六]。

第二章　律令制下の辺境島嶼支配

『延喜式』巻二十二・民部省上には、畿内・七道の六十六国・二嶋が挙げられている。これらのうち島嶼からなる国・嶋としては、北陸道佐渡国・山陰道隠岐国・南海道淡路国・西海道壱岐嶋・西海道対馬嶋が挙げられる。さらにこれ以外に、八七六年には五島列島

に値嘉嶋が設置されることとなった。

ここで注目されるのは、島国は淡路国を除いてすべて辺境島嶼にあたり、また嶋[七]という行政区画が西海道にのみ設定されていることである。嶋は国に準じる行政区画とされるが、ではなぜ国と区別されているのだろうか。本章では律令制下における壱岐・対馬と南島の支配を考えた上で、西海道における辺境支配の特質について検討したい。

一、壱岐嶋・対馬嶋

壱岐・対馬は古来より、朝鮮半島との交流の最前線として位置づけられてきた。

『三国志』魏書・烏丸鮮卑東夷伝には、

倭人在二帯方東南大海之中一、依二山島一為二国邑一。旧百餘国、漢時有二朝見者一、今使駅所レ通三十国。従レ郡至レ倭、循二海岸一水行、歴二韓国一、乍レ南乍レ東、到二其北岸狗邪韓国一、七千餘里。始度二一海一、千餘里。至二対馬国一。其大官曰二卑狗一、副曰二卑奴母離一。所レ居絶島。方可二四百餘里一。土地山険、多二深林一。道路如二禽鹿径一。有二千餘戸一。無二良田一食二海物一自活。乗レ船南北市糴。又南渡二一海一、千餘里。名曰二瀚海一。至二一大国一。官亦曰二卑狗一、副曰二卑奴母離一。方可二三百里一。多二竹木叢林一。有二三千許家一。差有二田地一。耕レ田猶不レ足レ食。亦南北市糴。又渡二一海一、千餘里。至二末盧国一。

とある。魏の朝鮮半島支配の拠点の一つであった帯方郡から倭の諸国に至る方位や距離、各国の特徴などを記しているが、帯方郡を出た後、韓国[八]、狗邪韓国[九]を経て初めて海を渡り、対馬国、一大国（壱岐国）、そして九州本土の末盧国に至るというルートが記されている。

外交使節が対馬を経由する例は、その後も多くみられる。『隋書』倭国伝には、

明年、上遣二文林郎裴清一使二於倭国一。度二百済一、行至二竹島一。南望二耽羅国一、経二都斯麻国一、迴在二大海中一、又東至二一支国一。又至二竹斯国一。

とある。小野妹子が派遣された遣隋使の帰国に際して、大業四年（六〇八）に隋の皇帝煬帝は裴世清を答礼使として派遣したが、その際の行程として、百済に渡ってから朝鮮半島南部を進み、「都斯麻国」（対馬国）、「一支国」（壱岐国）を経て「竹斯国」（筑紫国）に至る経路が示されている。

唐代にも、遣唐使犬上御田鍬を送る形で倭に派遣された高表仁について、次のようにある。

『日本書紀』舒明天皇四年（六三二）八月条に、

大唐遣二高表仁一、送二三田耜一。共泊二于対馬一。是時学問僧霊雲・僧旻及勝鳥養、新羅送使等従之。

『日本書紀』舒明天皇五年（六三三）正月甲辰（二十六日）条

大唐客高表仁等帰レ国。送使吉士雄摩呂・黒麻呂等、到二対馬一而還之。

すなわち、高表仁は往路、対馬に来泊し、そこには新羅の送使も従っており、朝鮮半島の新羅領内から対馬に渡ったと考えられる。また復路も対馬を経由しており、倭の送使が対馬まで付き添っていた。つまり、朝鮮半島から対馬までは新羅の送使が、日本列島から対馬までは倭の送使が高表仁に付いていることをうかがう

ことができる。古代東アジアの交通において送使は、複数の国をまたがって移動する者を国ごとに逓送するシステムであり（河内二〇一一）、七世紀の段階で対馬は、日本と新羅の「国境」となっていたことを表している。

壱岐・対馬は、朝鮮半島諸国との通交においても重要な役割を担っていた。『日本書紀』には、以下のような史料がみえる。

舒明天皇二年（六三〇）三月朔条

高麗大使宴子抜・小使若徳、百済大使恩率素子・小使徳率武徳、共朝貢。

大化元年（六四五）七月丙子（十日）条

高麗・百済・新羅、並遣レ使進レ調。

大化二年（六四六）二月戊申（十五日）条

高麗・百済・任那・新羅、並遣レ使貢二献調賦一。

大化三年（六四七）正月壬寅（十五日）条

高麗・新羅、並遣レ使貢二献調賦一。

斉明天皇元年（六五五）是歳条

高麗・百済・新羅、並遣レ使進レ調。

斉明天皇二年（六五六）是歳条

高麗・百済・新羅、並遣レ使進レ調。。

これらは、高句麗・百済・新羅の使節が、共に倭にやって来ていることを表している。これらの使節が対馬・壱岐に来着した史料はないが、『日本書紀』舒明天皇二年（六三〇）是歳条には、

改修二理難波大郡及三韓館一。

とあり、難波に朝鮮半島三国の使節のための客館が置かれていたことから、対馬・壱岐、筑紫経由で難波に向かうという入境経路をとっていたものを考えられる[一〇]。

八世紀になると、遣唐使船は五島列島から東シナ海を一気に横断して江南に至る「南路」がとられるようになり（東野二〇〇七）（河内二〇一九）、遣唐使の航路としては対馬・壱岐経由のルートは用いられなくなった。しかし新羅との通交では、その後も対馬・壱岐経由のルートが用いられた。

新羅使が対馬や壱岐へ来着したことを示す直接的な史料は多くないが、『続日本紀』神護景雲三年（七六九）十一月丙子（十二日）条に、

新羅使級飡金初正等一百八十七人、及導送者卅九人、到二著対馬嶋一。

とあり、翌月に来朝の理由を問う使節が大宰府に派遣されている[一一]。この新羅使は在唐中の藤原河清や阿倍仲麻呂からの書状を進上するという名目で来日したもので、正式な使節ではないとの理由で大宰府から放還されているが[一二]、新羅使の入境にあたっては、対馬・壱岐経由で筑紫に向かい、入京が許された場合には瀬戸内海を東に進み、難波を経由して入京することが通例であったと考えられる[一三]。

壱岐については、『日本書紀』皇極天皇元年（六四二）年十月丁酉（十五日）条に、

蘇我大臣設蝦蛦於家。而躬慰問。是日。新羅弔使船、與二賀騰極使船一。泊二于壱岐嶋一。

とあり、新羅からの崩御した舒明天皇を弔う使者と皇極天皇の即位を祝賀する使者が壱岐に立ち寄っている[一四]。

また、遣新羅使も壱岐・対馬を経由していた。『万葉集』巻十五には、阿倍継麻呂[一五]ら天平八年（七三六）の遣新羅使一行が各地

で詠んだ歌が収められており、この新羅使の行程を追うことができる。この中で、「到二対馬嶋浅茅浦一舶泊之時、不レ得二順風一、経停五箇日。於レ是瞻二望物華一、各陳二慟心一作歌三首」「竹敷浦舶泊之時、各陳二心緒一作歌十八首」という題詞の歌が詠まれており[一六]、壱岐・対馬を経由したことが確認できる。遣新羅使は南北に細長い対馬の東岸を北上し、東西の海岸の間の距離が最も狭まる小船越周辺にて西岸に移り[一七]、浅茅湾にて風待ちをしたといわれ、そのため「浅茅浦」や浅茅湾の南部の一角に位置する「竹敷浦」に停泊しているのであろう。

以上のように、壱岐・対馬は倭国の時代から律令国家の時代にかけて、対外交流の最前線として一貫して重要な位置を占めた。そのため、六六四年には防人と烽がおかれ[一八]、七九五年に防人が廃止された際にも「唯壱伎対馬等二戍。隔レ海懸遠。有レ煩二往還一」として壱岐・対馬の防人は廃止されなかった[一九]。

二、多禰嶋

令制下の多禰嶋は、現在の種子島・屋久島を中心とする島々を管轄したと考えられる。これら南西諸島[二〇]の島々は古代より南島と称された。

『隋書』東夷伝・流求国には、

帝復令二寛慰撫一之、流求不レ従、寛取二其布甲一而還。時倭国使来朝、見レ之曰、此夷邪久国人所レ用也。

とあり、煬帝の時代に羽騎尉の朱寛が流求国から持ち帰った「布甲」について、倭の使節が「夷邪久国」の人が用いるものであると言ったという。夷邪久国は屋久島を含む南方地域であると考えられ、倭の使節はその地域で用いられる「布甲」を見たことがあったということであろう[二一]。

また、『日本書紀』推古天皇二十四年（六一六）条には、

三月、掖久人三口帰化。夏五月、夜勾人七口来之。秋七月、亦掖玖人廿口来之。先後安二置於朴井一。未レ及レ還皆死焉。

というように連続してヤク人（屋久島の人か）の来朝記事があり、『日本書紀』持統天皇二十八年（六九四）八月条には、

掖玖人二口、流二来於伊豆嶋一。

ともあり、ヤク人が伊豆諸島に漂着している。さらに『日本書紀』舒明天皇元年（六二九）四月条には、

遣二田部連〈闕レ名〉於掖玖一。

とある。

以上のように、七世紀初めには南島と倭の間で通交があったことがうかがえる。

その後、正史には天武朝以降に南島関係の記事が集中してみえる。『日本書紀』天武天皇六年（六七七）二月是月条に、

饗二多禰嶋人等於飛鳥寺西槻下一。

とあり、『日本書紀』天武天皇十年（六八一）九月庚戌（十四日）条には、

饗二多禰嶋人等于飛鳥寺西河辺一。奏二種々楽一。

とある。飛鳥寺の西の槻木は齊槻と呼ばれる神木であり（今泉一九九二b）、神聖な場とされた飛鳥寺の西の地域では、様々な呪術的な行事が行われた。特に、『日本書紀』持統天皇二年（六八八）十二月丙申（十二日）条には、

饗二蝦夷男女二百一十三人於飛鳥寺西槻下一。仍授二冠位一、賜

レ物各有レ差。

とあるように、七世紀に飛鳥寺の西の地域は蝦夷に対しての饗宴と賜禄の場となっていた（今泉一九八六）。このような服属儀礼の場で多禰嶋人[二二]が饗応を受けたということは、この時期に古代国家は南島の人々を朝貢する異民族として扱おうとしたと考えられる。

南島に対しては、『日本書紀』天武天皇八年（六七九）十一月己亥（二十三日）条に、

大乙下倭馬飼部造連為二大使一。小乙下上村主光父為二小使一、遣二多禰嶋一。仍賜二爵一級一。

同・天武天皇十年（六八一）八月丙戌（二十日）条に、

遣二多禰嶋一使人等、貢二多禰国図一。其国去レ京、五千餘里。居二筑紫南海中一。切レ髪草裳。粳稲常豊。一殖両収。土毛支子・莞子及種々海物等多。

同・天武天皇十二年（六八三）三月丙午（十九日）条に、

遣二多禰一使人等返之。

とあるように、日本側から使節も派遣され、種子島の現地調査が行われた。

さらに、『日本書紀』天武天皇十一年（六八二）七月丙辰（二十五日）条に、

多禰人・掖玖人・阿麻弥人賜レ禄、各有レ差。

とあり、また、『続日本紀』文武天皇三年（六九九）七月辛未（十九日）条に、

多褹・夜久・菴美・度感等人、従二朝宰一而来貢二方物一。授レ位賜レ物各有レ差。其度感嶋通二中国一於レ是始矣。

とある。種子島だけでなく、掖玖・夜久（屋久島）、阿麻弥・菴美（奄美大島）、度感（徳之島）の人々とも通交し、賜禄によって主従関係を確認したり、来朝を朝貢として位置づけている。そして注目されるのは度感との通交について、「通二中国一於レ是始矣」と評価していることであり、南島との関係において日本は自身を「中国」として位置づけている。

さらに、『日本書紀』持統天皇九年（六九五）三月庚午（二十三日）条に、

遣二務廣貳文忌寸博勢・進廣参下訳語諸田等於多禰一、求二蛮所居一。

とあり、『続日本紀』文武天皇二年（六九八）四月壬寅（十三日）条に、

遣二務廣貳文忌寸博士等八人于南嶋一覓レ国。因給二戎器一。

とあり、南島への使節の派遣は「求二蛮所居一」、すなわち服属させるべき異民族を求め、また土地を探し求める「覓国」であり、さらにその行動は武器を用いて行われたということである。

このように、古代国家は異民族支配を目指して南島を探索し、南島人を服属させていった[二三]。しかし、大宝律令の施行を前にして、その状況に変化が生じる事態が生じる。『続日本紀』に、次のような記事がみえる。

文武天皇三年（六九九）十一月甲寅（四日）条

文忌寸博士・刑部真木等自二南嶋一至。進レ位各有レ差。

文武天皇四年（七〇〇）六月庚辰（三日）条

薩末比売・久売・波豆、衣評督衣君県、助督衣君弖自美、又肝衝難波、従二肥人等一、持レ兵剽二劫覓国使刑部真木等一。於レ是、勅二竺志惣領一、准レ犯決罰。

すなわち、先掲の『続日本紀』文武天皇二年（六九八）四月壬寅

条にみえる覓国使は六九九年十一月に帰朝しているが、この使節は九州南部[二四]の在地勢力によって剽却されていた[二五]。

さらに、『続日本紀』大宝二年（七〇二）八月朔条に、

薩摩・多禰、隔レ化逆レ命。於レ是発レ兵征討、遂校レ戸置レ吏焉。

とあり、薩摩や多禰で反乱が起こったのでそれを征討し、戸を調査して戸籍に登録し、官吏が置かれた。多禰国印が発給されるのは七一四年であるが[二六]、令制国としての薩摩国や多禰嶋の呼称の初出は、『続日本紀』和銅二年（七〇九）六月癸丑（二十九日）条の、

勅、自二大宰率一已下至二于品官一、事力半減。唯薩摩・多禰両国司及国師僧等、不レ在二減例一。

という記事であり、八世紀初頭の早い段階で薩摩国や多禰嶋は令制国として整備されたと考えられる[二七]。すなわち、この時期に種子島や屋久島は内国化されたということである。

行政区画として多禰嶋が設置されたことで、隼人の居住地域である九州本土と分断すること（永山一九八五）や、九州南部と多禰嶋より南の島々の中間点を軍事拠点とすること（中村一九八九ｂ）、が可能となったといわれる。

その後も南島からの朝貢は行われ、『続日本紀』に、

和銅七年（七一四）十二月戊午（五日）条に、

少初位下太朝臣遠建治等、率二南嶋奄美・信覚及球美等嶋人五十二人一、至レ自二南嶋一。

霊亀元年（七一五）正月朔条

陸奥・出羽蝦夷并南嶋奄美・夜久・度感・信覚・球美等、来朝各貢二方物一。

とあるように、太朝臣遠建治に引率されて奄美・夜久（屋久島）・度感（徳之島）・信覚（石垣島）・球美（久米島）の人々が都までやって来て、蝦夷などとともに地方の産物の献上を行った。

また『続日本紀』に、

養老四年（七二〇）十一月丙辰（八日）条

南嶋人二百卅二人、授レ位各有レ差、懐二遠人一也。

神亀四年（七二七）十一月乙巳（八日）条

南嶋人百卅二人来朝。叙レ位有レ差。

とあるように、南島人への授位や賜姓が行われ、「懐二遠人一」としている。

すなわち、奄美群島よりも南方の島々の人々も含めて新たに「朝貢」させたということである。律令国家はこのように南島人の来朝を夷狄の朝貢に見立てたが（山里一九九一）、南島に派遣された覓国使の剽却事件をきっかけにして設置された多禰嶋には、中央の南島政策を支える役割があったと考えられる。

三、「嶋」と「国」

辺境島嶼には、なぜ「嶋」という特殊な行政区画が置かれたのだろうか。島嶼国を比較しながら考えてみたい。比較対象となるのは、佐渡国、隠岐国、淡路国、壱岐嶋・対馬嶋・多禰嶋・値嘉嶋である。

佐渡・隠岐・淡路・壱岐・対馬については『延喜式』にみえる令制国の等級と『和名類聚抄』にみえる郡・郷の数を、『延喜式』の段階では廃止されていた多禰は『和名類聚抄』にみえる郡・郷の数を、『延喜式』に記載がなく、それまでに廃止されたとみられる値嘉については『日本三代実録』貞観十八年（八七六）三月九日条の値嘉嶋の設置記事にみえる郡の数を整理すると、以下のようになる。

佐渡国　（中国）三郡二二郷
隠岐国　（下国）四郡十二郷
淡路国　（下国）二郡十七郷
壱岐嶋　（下国）二郡十一郷
対馬嶋　（下国）二郡九郷
多褹嶋　四郡二八五郷
値嘉嶋　二郡

これを見ると、島国の中でも壱岐・対馬・多褹・値嘉の郷数が少ないことに気付く。しかし、隠岐の郷数も壱岐と同じく少なく、しかも後に見るように官稲で比較すると隠岐よりも壱岐の方が財政規模は大きい。では、「嶋」と「国」の境界はどこにあるのだろうか。

永山修一氏は「嶋」について、

a　地理的にみて島である
b　国際的な通交にとって重要な場所である
c　軍事（防衛）上の要地である
d　財政的に自立しておらず、基本的には下国としての扱いを受ける
e　嶋の重要性から、中央より派遣される官人（嶋司）の構成は、下国ではなく中国に準ずるものである

という特徴を挙げている（永山一九八五）。

これらのうち、aは当然すべてに当てはまる。bは、渤海使が来着した佐渡や隠岐、新羅との通交で利用された壱岐・対馬、遣唐使が帰着した多褹、遣唐使の「南路」で利用された値嘉に当てはまり、cも佐渡・隠岐・西海道諸国は「辺要」とされたことから淡路以外はすべて当てはまる。すなわち、辺境島嶼国はa～cはすべて当てはまる。問題はdとeであり、この点について検討していきたい。

まず、各国の財政規模を比較したい。延喜主税寮式5出挙本稲条にみえる官稲を整理すると、以下のようになる。

佐渡　十七万千五百束（正税三万八千束、公廨八万束、その他五万三千五百束）
隠岐　七万束（正税二万束、公廨四万束、その他一万束）
淡路　十二万六千八百束（正税三万五千束、公廨四万五千束、その他四万六千八百束）
壱岐　九万束（正税一万五千束、公廨五万束、その他二万五千束）
対馬　三千九百二十束（正税三千九百二十束）

これをみると対馬が突出して財政規模が小さいことが分かる。『三国志』魏書・烏丸鮮卑東夷伝に「土地山険、多二深林一。道路如二禽鹿径一。」「無二良田一」とあり、また申叔舟の『海東諸国記』（一四七一）にも「四面皆石山、土瘠、民貧、以二煮塩・捕魚・販売一為レ生」と書かれたように、山が険しくほとんど耕地がない対馬は農業生産に向かなかった。

また、『延喜式』段階で存続していなかった多褹については具体的な財政規模が分からないが、多褹嶋の停廃を決めた『類聚三代格』天長元年九月三日付太政官奏には、次のようにある。

停二多褹島一隷二大隅国一事
右、参議大宰大貳従四位下小野朝臣峯守等解称、謹検二案内一、太政官去二月十一日符称、件嶋南居二海中一、人兵乏弱、在二于国家一、良非二捍城一。又島嶋一年給物准稲三万六千餘束。其嶋貢調鹿皮一百餘領、更無二別物一。可レ謂二有レ名無レ実、多レ損少一レ益。右大臣宣、奉レ勅、宜下勘二利害一言上上者。南溟淼淼、無

レ国無レ敵、有レ損無レ益。一如二符旨一、須三停レ嶋隷二大隅国一。計二其課口一、不レ足二一郷一。量二其土地一、有レ餘二一郡一。能満合二於駅謨一、益救合二於熊毛一、四郡為レ二。於レ事得レ便者。（中略）況暝海之外費損如レ此。加以、往還之吏漂亡者多。運送之民蕩没不レ少。守二無レ益之地一、損二有用之物一。求二之政典一、深迂二物議一。伏望、依レ件停隷、以省二辺弊一。伏聴二天裁一。謹以申聞。謹奏。

天長元年　九月三日

すなわち、人口も耕地も少なく、ほとんど税収が見込めないことが分かる。

そのため、壱岐も含めて辺境島嶼に対しては財政上の特別措置がとられた。延喜主税寮式21地子条には、

凡五畿内、伊賀等国地子、混二合正税一、其陸奥充二儲糒幷鎮兵粮一、出羽狄禄、大宰所管諸国、充二対馬嶋司公廨一之外、交二易軽貨一、送二太政官厨一、自餘諸国交易送亦同。

とあり、大宰府所管の諸国が対馬嶋司の公廨を負担していたことが分かる[二九]。

また、延喜主税寮式18対馬粮条に、

凡筑前、筑後、肥前、肥後、豊前、豊後等国、毎年穀二千石漕二送対馬嶋一、以充二嶋司及防人等粮一。

とあるように、対馬嶋司や防人の粮は大宰府管内の国々から送られていた。（栄原二〇〇四）

このように他国からの援助に頼らざるを得なかった対馬と多褹は、『続日本紀』天平十七年（七四五）十月戊子（五日）条に、

論二定諸国出挙正税一。毎レ国有レ数。但多褹・対馬両嶋者、並不レ入レ限。

とあるように、税制上の例外とされた。

では、壱岐についてはどうであろうか。『続日本紀』天平十六年（七四四）七月甲申（二十三日）条に、

詔曰、四畿内七道諸国、々別割二取正税四万束一、以入二僧尼両寺一、各二万束。毎年出挙、以二其息利一、永支二造レ寺用一。

とあり、出挙の利を国分寺の造寺料に充てさせたが、壱岐については、『類聚三代格』天平十六年七月廿三日付詔に、

但志摩国分二充尾張国一。壱岐嶋分二充肥前国一。多褹・対馬不レ在二此限一。

とあり、壱岐嶋分寺の造寺料については肥前国が負担することになっていた。

また、延喜主税寮式71壱岐嶋分寺法会条に、

凡壱岐嶋嶋分寺法会布施、供養料稲一萬二千九百七十一束一把一分五毫、〈分注略〉大宰府以二管内諸国正税一通計以充行。〈筑前国八百八十束。肥前国二千七百六十六束。肥後国三千六百廿束九把一分五毫。豊後国三千九百四束。日向国一千八百束。〉

とあり、また、延喜主税寮式72壱岐嶋分寺仏聖条に、

凡壱岐嶋嶋分寺仏聖供料稲一千三百卅二束八分、講師常供料四千七百廿六束、以二筑前国正税一毎年充行。

とある。すなわち、壱岐嶋分寺の維持費も、大宰府管内の諸国から出されていた。

このように、壱岐もまた財政的に自立していなかったと考えられる。なお、壱岐と隠岐を比較すると、むしろ壱岐の方が財政規模が大きいが、隠岐に対しては他の辺境島嶼に対してとられたような特

別措置が講じられた形跡はない（馬尾二〇〇四）。

続いて、派遣される国司四等官から、令制国としての等級について考えてみたい。永山氏は「嶋」について、基本的には下国としての扱いを受けたが、嶋司の構成は下国ではなく中国に準ずるものであるとする。その根拠として、先にみた『続日本紀』天平宝字四年（七六〇）八月甲子（七日）条に、「大隅・薩摩・壱岐・対馬・多褹等司」に対して大宰府所管国から「守一万束、掾七千五百束、目五千束、史生二千五百束。」を給うことを挙げている。また、壱岐についても「周防国正税帳」天平十年（七三八）六月二十二日条に「壱伎嶋掾従七位下間人宿祢玉浦掾」がいることを挙げる。（永山二〇〇七）

他にも、『続日本紀』宝亀三年（七七二）十二月己未（十三日）条に、「壱伎嶋掾従六位上上村村主墨縄」とみえる。細井浩志はこれらの事例から、壱岐について中国相当であったとする（細井二〇一二）。

さらに、多褹嶋についても『続日本紀』天平宝字四年（七六〇）五月戊戌（九日）条に、

右大舎人大允正六位下大伴宿禰上足坐下記二災事十条一伝中行人間上、左二遷多褹嶋掾一。

とあり、掾がみえる。

では、ここから辺境島嶼国が下国ながら中国として扱われたと考えることができるのだろうか。その妥当性について検討する。

養老職員令70大国条・71上国条・72中国条・73下国条に基づき、令制国の等級ごとの国司の人数を整理すると、次のようになる。

大国：守一人、介一人、大掾一人、少掾一人、大目一人、少目一人、史生三人

上国：守一人、介一人、掾一人、目一人、史生三人

中国：守一人、掾一人、目一人、史生三人

下国：守一人、目一人、史生三人

各国の等級は『延喜式』段階のものであり、奈良時代から変化しなかったか否かは分からないが、当初から佐渡を除く辺境島嶼国が下国であるとすると、本来、下国には置かれず、中国には置かれることになっている掾がみえるということは、中国として扱われているようにも思える。

しかし、掾が置かれているのは財政的に自立できないために「嶋」とされた壱岐・対馬・多褹だけではない[三〇]。『日本後紀』大同四年（八〇九）二月庚午（二十四日）条に、

置二佐渡・隠岐両国掾各一員一。

とあり、佐渡・隠岐にも掾が置かれた。下国である隠岐にも掾が置かれているということは、「嶋」だからというわけではなく、辺境島嶼であることから掾が置かれているといえる。

また、佐渡については中国であるから掾が置かれるのは当然にも思えるが、『続日本紀』天平勝宝四年（七五二）十一月乙巳（三日）条に、

復置二佐渡国一。守一人、目一人。

とあり、佐渡国が復置される際に掾は置かれていない。この時点で佐渡が下国だった可能性もあるが、いずれにしても、掾が置かれているか否かで中国としての扱いを受けたと考えることには飛躍がある。

『延喜式』で下国と定められている和泉国の場合も、『日本後紀』延暦二十三年（八〇四）十月辛亥（十日）条に「和泉掾正六位上小

野朝臣木村。」とあり、掾がみえる。五畿の一つである和泉と、辺境島嶼である国々について下国であっても掾が置かれたということが象徴的であるが、掾の設置は「嶋」であることの条件ではなく、職務上の必要に応じた措置だったと考えられる。

以上より、辺境島嶼国が「嶋」とされたか「国」とされたかの判断基準は、財政的に自立していたか否かの一点であるといえよう。

第三章　「西辺」「南辺」支配の変化と境界認識

本章では、西海道の辺境島嶼の支配のあり方が八世紀～九世紀にかけてどのように展開し、またそれが「西辺」「南辺」とされた境界認識にどのような影響を及ぼしたかを検討する。

一、辺境島嶼支配の変質

『日本紀略』天長元年（八二四）十月朔条に、

停二多禰嶋司一、隷二大隅国一。

とあり、行政区画としての多禰嶋は廃止された。この事情については、先にみた『類聚三代格』天長元年（八二四）九月三日付太政官奏に述べられていたが、税収が上がらず、維持するのが大きな負担であるという条件は、奈良時代から変わらなかったはずである。では、多禰嶋はなぜ八世紀を通じて存置されたのだろう。

『続日本紀』天平勝宝六年（七五四）二月丙戌（二十日）条に、

勅二大宰府一曰、去天平七年。故大弐従四位下小野朝臣老、遣二高橋連牛養於南嶋一樹レ牌。而其牌経レ年、今既朽壊。宜下依レ旧修樹、毎レ牌、顕二着嶋名并泊レ船処、有レ水処、及去就国行程一、遥見二嶋名一、令中漂着之船知上レ所二帰向一。

とある。すなわち、天平七年（七三五）に南島の島々には牌が設置されたが、それが朽ちてきたので、島の名、船を泊めるところ、水場、多禰嶋・大隅・薩摩への行き方、見える島の名を記した牌を修理するように大宰府に指示した。遣唐使が南島経由で帰国することがあったことを踏まえた措置であると考えられる。

実際、遣唐使船が南島に漂着した事例は正史にたびたびみえる。『続日本紀』天平六年（七三四）十一月丁丑（二十日）条には、

入唐大使従四位上多治比真人広成等来二着多禰嶋一。

とある。天平五年（七三三）の遣唐使の第一船が唐からの帰路、多禰嶋に来着したのである。また、副使中臣名代の乗った第二船は七三六年に帰国しているが[三二]、「天平八年薩麻国正税帳」には、この船に米や酒を支給した記事があるため、この船も南島を経由した可能性がある。先ほどの南島の「牌」は、こうした事態をうけて設置されたものと考えられる。（永山二〇一八）

七五四年には、遣唐副使吉備真備が「益久嶋」（屋久島）に帰着した後、屋久島を出発して漂流し、紀伊国牟漏埼に着いており[三三]、また同年、遣唐大使藤原清河の乗船する第一船は、阿児奈波から奄美島を目指して出帆した後、行方不明となった[三三]。

遣唐使の航路としての「南島路」の存在については、現在では否定的な見解が示されているが（東野二〇〇七）[三四]、五島列島から中国江南へと東シナ海を渡る「南路」を利用した場合、特に帰路に南島に漂着する可能性は低くない[三五]。『延喜式』においても、大蔵省式94入唐大使条で「新羅、奄美等訳語」が使節の中にみえるのは、

遣唐使が新羅領や南島に漂着する可能性を考慮してのことであると考えられる。

遣唐使が漂着した場合には、そのことを中央や大宰府へと報告する必要があることから、そのためにも中央から役人が派遣されることになる行政区画を維持する必要があったのであろう[三六]。

また、八世紀後半になっても隼人と律令国家の緊張関係は継続していたことも、奈良時代の段階で多褹嶋を大隅国や薩摩国に編入することができなかった理由として考えられる（永山一九八五）。

しかし八世紀後半以降になると、こういった状況に変化が生ずる。東北の蝦夷との関係においては、蝦夷を上京させての朝貢が停止され[三七]、このことは蝦夷に対する小中華意識に基づいた対応の変更を意味すると考えられる（熊谷二〇一三）。

九州南部においても、それまでは特殊な支配が行われていたが、延暦十九年（八〇〇）には大隅・薩摩両国で全面的に班田制が施行され[三八]、この地域の人々は公民化された。さらにその後すぐに、隼人の朝貢や風俗歌舞の奏上も停止された[三九]。

そして、『日本後紀』延暦二十四年（八〇五）十二月壬寅（七日）条に、

> 有レ勅、令下参議右衛士督従四位下藤原朝臣緒嗣與二参議左大弁正四位下菅野朝臣眞道一相中論天下徳政上。于時緒嗣議云、方今天下所レ苦、軍事與造作也。停二此両事一、百姓安之。眞道確二執異議一。不二肯聴一焉。帝善二緒嗣議一。即従二停廃一。有識聞レ之。莫レ不二感歎一。

とあり、いわゆる徳政相論において「軍事」（対蝦夷戦争）と「造作」（平安京造営）が停止されることとなった。

すでに新羅使の来日は宝亀十年（七七九）を最後に途絶え、東アジアの国際関係は政治的な結びつきから経済的な結びつきを基調とするものへと変化しつつあった。こうした中で、「中華」である日本が周辺諸民族を従えるという帝国型の国家構造を目指す必要性が低下した。そのため光仁朝以降、列島内の「帝国」構造の清算が進められた（坂上二〇〇一）。

八世紀後半以降、南島からの朝貢の記事はみえなくなり、また国家構造の変化を背景として隼人に対して「異民族」性を強調した支配を行う必要もなくなった。こうしたことから、南方において「異民族」の朝貢を促したり、支配するための拠点として設けられた多褹嶋は、行政区画としては役割を終え、大隅国に併合されたと考えられる。

北部九州における辺境支配はどのように変遷したのだろうか。

弘仁二年（八一一）以降、新羅海賊の活動が活発化し、たびたび対馬や五島列島、中国地方や九州地方の日本海沿岸地域などを襲った[四〇]。これに対して日本側は、『日本後紀』弘仁六年（八一五）正月壬寅（三十日）条に、

> 停二対馬史生一員一、置二新羅訳語一。

とあるように、新羅人との接触を前提とした体制を整え、先にみたように他の西海道諸国とは異なり、壱岐・対馬の「辺要」としての扱いは変更しなかった。八四九年にも、新羅海賊に備えて弩師をおいている[四一]。

こうした中で対馬で起こったのが、郡司や島民などの在地勢力による国府襲撃事件であり、以下のような史料がのこる。

> 『文徳天皇実録』天安元年（八五七）六月庚寅（二十五日）条

大宰府飛驛言上、対馬嶋上縣郡擬主帳卜部川知麻呂・下縣郡擬大領直浦主等、率二党類三百許人一、囲二守正七位下立野正岑館一。行レ火射二殺正岑并従者十人・防人六人一。

『文徳天皇実録』天安二年（八五八）閏二月庚申（二十八日）条

対馬嶋百姓殺二守正七位下立野連正岑一并焼二官舎民宅一者等下二刑官一而鞫二讞其罪一也。

『日本三代実録』天安二年（八五八）十二月八日条

太政官論奏曰、対馬嶋下縣郡擬大領外少初位下直氏成・上縣郡擬少領无位直仁徳等率二部内百姓首従十七人一、発レ兵射二殺守正七位下立野連正峯及従者榎本成岑等一。氏成等罪皆當レ斬。詔減二死一等一、処二之遠流一。

この事件については、中央から派遣されて他の地域からの支援によって生活する嶋司と島民との関係悪化によって引き起こされた、といった理由が想定されており、また減刑がなされている点も注目されてきた（永留二〇〇九）。

ここでは、境界地域の特性や島民の動向からこの問題について考えてみたい。対馬は、『三国志』魏書・烏丸鮮卑東夷伝に「南北市糴」と記されているように、島民は生計を立てるために「境界」を越えた活動を古来より行ってきた。一方で邪馬台国連合を構成する一国となり、また古代国家の中で令制国に準じた扱いを受けるなど、日本列島に形成された統一政権に政治的には帰属したが、島民の生活様式は変わらなかったと考えられる。『日本三代実録』貞観十二年（八七〇）二月十二日条には、

大宰府言、対馬嶋下縣郡人卜部乙屎麻呂、為レ捕二鷹鷂鳥一、向二新羅境一。乙屎麿為二新羅国所一レ執

とあり、この後、新羅で船の建造や兵士の訓練を行って対馬を奪取しようとしている様子を見て、逃げ帰って報告している。このように新羅との間を行き来する島民は多く存在したと考えられる。

天安元年の事件では、在地勢力が国府を襲撃したのに対して、国家の側は減刑を行うなど寛大な処置に努めており、さらに、『日本三代実録』貞観七年（八六五）三月二十二日条には、

以二筑前国水田卅町一、充二対馬嶋上縣下縣両郡司統領職田一。

とあるように郡司のための職分田を筑前国に用意している。

なぜこのような処置をとっているのだろうか。ここで参考になるのが、次の事例である。『日本三代実録』貞観八年（八六六）七月十五日条に、

大宰府馳驛奏言、肥前国基肄郡人川辺豊穂告、同郡擬大領山春永語二豊穂一云、与二新羅人珎賓長一共渡入二新羅国一。教下造二兵弩器械一之術上、還来将レ撃二取対馬嶋一。藤津郡領葛津貞津・高来郡擬大領大刀主・彼杵郡人永岡藤津等、是同謀者也。仍副二射手卌五人名簿一進之。

とある。肥前国の郡司たちが新羅と結んで対馬を攻撃しようとしていたということであり、しかもこれら郡司の分布は基肄郡・藤津郡・高来郡・彼杵郡と、肥前国の広範囲にわたっている。

また、『日本三代実録』貞観十二年（八七〇）十二月十三日条に、

筑後権史生正七位上佐伯宿祢眞継奉二進新羅国牒一。即告下大宰少貳従五位下藤原朝臣元利萬侶与二新羅国王一通レ謀欲上害レ二国家一。禁二眞継身一付二検非違使一。

とあり、藤原元利萬侶が新羅国王と通謀しているとされ、その後、元利萬侶は大宰府推問密告使に捕縛された[四二]。

このように当時の西海道は、在地勢力や赴任した官人が新羅と結び、国家の枠組みを超えて活動する可能性のある状況にあった[四三]。そのため、天安元年の事件の後の寛大な処置は、対馬の在地勢力に対する懐柔策ととることができるのではないだろうか。

さて、こうした時期に五島列島に設置されたのが値嘉嶋である。値嘉嶋の設置については、藤原行平による起請二件のうちの一つとして、『日本三代実録』貞観十八年（八七六）三月九日条に、

請下合二肥前国松浦郡庇羅値嘉両郷一更建二二郡一号二上近下近一置中値嘉嶋上曰。

とあり、肥前国松浦郡の二郷をそれぞれ郡として上近・下近の二郡を建て、それを値嘉嶋とするという。その理由としてこの記事に続いて、値嘉嶋は境界となる地域で、珍しいものを産出するために唐人がやって来て植物や石などを採取したり、新羅海賊が来たりしているが、遠方のために国司が巡行するのは難しいといったことや、遣唐使の経路にあることなどを挙げ、「当国枢轄之地」である値嘉嶋を防御しなければならないとする。

値嘉嶋についてはその後の展開が分かる史料がなく、『延喜式』にもみえないことから、一〇世紀初めまでには廃止されたものと考えられる。大日方克己氏は「その脆弱性からかすぐに肥前国に再統合されてしまう」（大日方一九九六）とするが、もともと二郷であったものを二郡とし、さらに令制国として扱うという案であり、しかも「新置二嶋司郡領一。任二土□貢一。但其俸料挙二定正税公廨一之間、令レ兼二任肥前国権官一。」とあって、肥前国に依存して経営することとされていた。歴史的に多くの外交使節が行き来し、対外交流の窓口として外交・防衛上の機能を有してきた対馬や壱岐と異なり、遣唐使の出発地点ではあるものの、行政区画を置いて体系的に地域や対外交流を管理するような成熟した行政機構を整備することは難しく、廃止されたのであろう。

しかし、国家がこの時期に、来航する新羅人や唐人への対応や、国司による管理が十分に行きわたらない地域の掌握を目指したことは事実である。新羅人の来航はこの時期に始まったわけではないことから、直前期の状況を考えると、値嘉島の設置には、外国の勢力と結びつく可能性のある在地勢力を牽制する狙いがあったと考えられる。

さらにこの起請二件のうちのもう一つが、対馬の年粮の遞送方法を改善しようとするものであったことも注目される。本条は、九世紀後半に辺境島嶼の支配を再び強化しようと試みた史料として評価できるだろう。

二、境界認識の変化

このような辺境支配の変化を背景として、境界認識にも変化が生じた。九世紀半ばに編纂された『儀式』巻十・追儺祭文に、

四方之堺、東方陸奥、西方遠値嘉、南方土佐、北方佐渡

とある[四四]。ここで本稿と関係して注目されるのは、「西」の境界が遠値嘉、「南」の境界が佐渡とされていることである。

まず「西」の境界であるが、朝鮮半島との伝統的かつ安定した通交経路である対馬ではなく、値嘉嶋が境界として挙げられている。値嘉嶋は遣唐使の航路となっており、先掲の『日本三代実録』貞観十八年（八七六）三月九日条でも「之地居二海中境一隣二異俗一」とされていることから、境界として認識され得る場所であったことは

確かだが、『日本三代実録』貞観十二年（八七〇）二月十二日条には「新羅境」ともあり、対馬が境界として認識されなくなったわけではない。ここで載せられている四つは、「東」「西」「南」「北」各道の最後に挙げられる国であるという指摘があるが[四五]（坂上二〇〇八）（三上二〇一七）、追儺祭文が成立した時期に値嘉嶋が西海道諸国の末尾に挙げられていたことから、「西」の境界が遠値嘉となっている可能性もある（坂上二〇〇八）。

「南」の境界としては、南島ではなく土佐が挙げられている。このことも、南海道の末尾の国であるからという説明は可能であるが、現実的な境界が強く意識されている時に、それとはまったく異なる観念的な境界が四至の中に入れられるとは考えにくい。

今までみてきたように、九世紀になると「異民族」としての隼人は消滅し、「異民族」に対する支配を展開する場としての「辺境」も南部九州では消滅する（永山一九九九）。このことを反映しているのが、第一章でみた軍防令65東辺条の義解逸文「朱云。不レ云二南辺一者。於南无レ辺者。」である。すなわち、九世紀になって南島の政治的な重要性が低下し、多褹嶋も廃止され、「南」の境界は意識されなくなっていった。

一方で、壱岐・対馬と値嘉は新羅海賊の来寇などにさらされ、どちらも「国境」として認識された。そのような中で支配の強化が図られ、それが島民の反乱や新たな行政区画の設置につながったと考えられる。

終章　辺境支配の変遷と鞠智城

本稿では西海道の辺境島嶼を中心に辺境支配の変遷をみてきたが、これまでの知見をもとにして辺境支配と肥後との関係について検討し、そこから鞠智城の機能の変質を相関させて考えたい。

一、辺境の後背地としての肥後

肥後地域は、辺境とどのような関係にあったのだろうか。

第一章でみたように、八世紀後半以降、西海道諸国はまとめて「辺要」として位置づけられている。西海道諸国の中でも、対隼人政策の要となる日向・大隅・薩摩や辺境島嶼である壱岐・対馬・多褹は扱いが異なっているが、肥後を含めた西海道諸国は辺境の後背地として位置づけられていた。「辺」の語は前線の辺境だけを意味するものではなく、西海道諸国一般や大宰府を指すことがあり（今泉一九九〇）、先掲の『類聚三代格』延暦二十一年（八〇二）十二月付太政官符においても、長門が「与二大宰府管内一接レ境。」「無レ異二辺要一。」とされているように、「辺要」に接する地域が重視されていたことが分かる。

また、第二章―三でみたように、辺境島嶼は財政的に自立しておらず、西海道諸国からの援助に頼っていた。先掲の延喜主税寮式71壱岐嶋分寺法会条に、

凡壱岐嶋嶋分寺法会布施、供養料稲一萬二千九百七十一束一把一分五毫、〈分注略〉大宰府以二管内諸国正税一通計以充行。〈筑前国八百八十束。肥前国二千七百六十六束。肥後国三千六百廿束九把一分五毫。豊後国三千九百四束。日向国一千八百束。〉

とあり、西海道諸国の中で最も多くを負担しているのは、壱岐への通交経路となっていた肥前ではなく、肥後国であった。令制国の等級において西海道唯一の大国である肥後国が辺境支配において果たした役割の大きさが窺い知れる。

また、肥後と辺境との関係を考える上で重要なのが、第一章でみた賦役令10辺遠国条の集解古記に、

夷人雑類謂二毛人。肥人。阿麻弥人等類一。

とあることと、第二章―二でみた『続日本紀』文武天皇四年（七〇〇）六月庚辰（三日）条に、

薩末比売・久売・波豆、衣評督衣君県、助督衣君弓自美、又肝衝難波、従二肥人等一、持レ兵剽二劫覓国使刑部真木等一。於レ是、勅二竺志惣領一、准レ犯決罰。

とあることである。

すなわち、「夷人雑類」とされた肥人が、南島覓国使の剽却事件において九州南部の現地住民に従ったということである。この肥人とはどのような存在なのだろうか。

天平八年（七三六）の『薩摩国正税帳』には、薩摩国出水郡や薩摩郡の大領や主帳として肥君の名がみえ、肥君が南部九州に広く勢力を伸長させていたことが分かる。そのため、肥人を肥君と関係させて理解する見解が示されている（瀧川一九七一）（柴田一九七四）。一方で中村明蔵氏は、肥人と肥君に直接的な関係はないとし、覓国使剽却事件の記事や、『播磨国風土記』など「肥人」がみえる史料の分析から、肥人は海人集団であり、九州西岸や南部、南島など各地に居住地を持って活動していたとし、その拠点は肥国の沿岸部や島嶼部であったと推測する（中村一九八六）。いずれにしても肥人は、肥国と何らかの関係を有する集団であったと考えられる[四六]。

設置当初の薩摩国は肥後国の強い影響下にあったと考えられており（永山二〇〇九）、薩摩の現地住民に従った肥人も、薩摩に進出していた肥後を拠点とする勢力であろう。

このように肥後は、辺境支配を支える拠点であるとともに[四七]、辺境の勢力と結びつく在地勢力の拠点ともなる地域であったと考えられる。

二、鞠智城の機能の変質

辺境の後背地に所在した鞠智城のあり方も、古代国家の辺境支配の変遷と相関していると考えられる。

まず、鞠智城のⅠ期（七世紀第三四半期～第４四半期）からⅡ期（七世紀末～八世紀第１四半期前半）への変化の時期にあたる六九八年に鞠智城が「繕治」されていることについて考えたい。菊池達也氏は九州南部に対して武力行使も辞さない強硬な対応がなされるようになった時期に「繕治」が行われているとしているが（菊池二〇一四）、ここで注目されるのが先ほどみた肥人の動向である。「繕治」記事の後ではあるものの、覓国使剽却事件において反乱を起こした南部九州の現地住民が肥人を従えている。肥後との結びつきが強い南部九州において、肥後系の在地勢力が中央の意向に沿わない活動を行いかねない状況において、在地勢力への支配を強化するために鞠智城の「繕治」が行われたといえる。鞠智城は、直接的に対外防衛を意識した立地にない（柿沼二〇一四）が、六九八年の「繕治」も軍事的な施設強化ではなく、政庁や城のシンボルとなる得る

八角形建物を建造するなどの政治的意味合いを付与するためのものであったとされる（木村二〇一四）。すなわち、隼人や南島などを服属させ、「異民族」として扱うことで帝国型の国家を建設しようとしていた律令国家成立期に、鞠智城は辺境支配の後背地における在地支配を安定させることで「帝国」の建設の後方支援を担ったといえよう。鞠智城の「隆盛期」とされるII期における役割が在地支配を目的としたものであり、I期よりも活発な活動がみられるということは、そもそも鞠智城の設置目的が直接的な対外防衛を目指したものではなかったことをも示唆しているといえるのではないか。

II期からIII期（八世紀第1四半期後半～八世紀第3四半期）への変化についてであるが、八世紀初頭の段階ではまだ、たびたび隼人の反乱が起こっていた。しかし、文武天皇三年（六九九）、大宝二年（七〇二）、和銅六年（七一三）、養老四年（七二〇）の隼人の抵抗を排除しながら肥後や豊前・豊後からの移民を行い、大宝二年（七〇二）には薩摩国、和銅六年（七一三）には大隅国をそれぞれ日向国を割いて成立させ、南部九州にも国郡制を敷いた。こうした中で隼人を「夷狄」とする認識も薄れていった。（永山二〇〇九）すなわち、南部九州の支配が安定したことで、地域への軍事的な圧力の必要性が低下し、鞠智城においても最低限の人員配置に留めるなど、活動が低調になったのではないか。

III期からIV期（八世紀第4四半期～九世紀第3四半期）への変化については、菊池氏も列島南部への強硬な政策が放棄されたからであるとする（菊池二〇一四）。そうした中で鞠智城において食料の備蓄庫としての機能が強化されていったと捉えることができる。しかし、「帝国」構造の清算が図られる中で隼人や南島支配のあり方が変質していく事例がみられるようになるのは、九世紀に入ってからである。そのため、IV期の初めにあたる八世紀第4四半期の状況はむしろ、III期と連続して捉えられる[四八]。この点については、今後さらなる検討が必要である。

最後に、IV期からV期（九世紀第4四半期～十世紀第3四半期）への変化である。これについては新羅海賊の活動活発化と関係させて捉えられることがある一方で、榎本淳一氏は、鞠智城の対外防衛上の位置づけは低いとし、九世紀の対外危機と鞠智城の存続を結びつけることはできないとする（榎本二〇一七）。では、どのように考えられるのだろうか。

第三章でみたように、九世紀半ば以降の西海道では、新羅と結ぶ地域の勢力の活動がしばしばみえる。天安元年（八五七）には、第三章－一でみたように対馬の郡司や島民が国府を襲撃する事件が起こっているが、その翌年に鞠智城に関する以下の記事がみえる。

『文徳天皇実録』天安二年（八五八）閏二月丙辰（二十四日）

肥後国言、菊池城院兵庫鼓自鳴。

天安二年（八五八）閏二丁巳（二十五日）条

又鳴。

天安二年（八五八）六月己酉（二十日）条

大宰府言、去五月一日、大風暴雨。官舎悉破、青苗朽失。九国二島盡被二損傷一。又肥後国菊池城院兵庫鼓自鳴。同城不動倉十一宇火。

兵庫は古代の政府にとって天皇の身体や内憂外患を占う重要な装置として認識されており（林二〇一九）、これらの「自鳴」記事について新羅海賊と結び付けて理解する見方もある。しかし、土居嗣

和氏は、「自鳴」についてその意味よりもそのことを国家が把握すること自体が重要であるとし、鞠智城の「自鳴」についてもそれを国家が把握しなければならないものであるからこそ『日本三代実録』に採録されたとする（土居二〇二〇）。このように考えると、西海道において危機が生じていることを国家が認識し、対応しようとしていることを示すために、鞠智城が象徴的にとり上げられているということであろう。危機意識の高まりの中で直接的に対外防衛を意識した立地にない鞠智城が再び在地勢力の牽制のために国家によって注目されたということである。この記事の後の貞観八年（八六六）には、肥前郡司が新羅人と結んで対馬を襲撃しようとする事件が、貞観十二年（八七〇）には藤原元利萬侶が新羅国王と通謀しているという事件が発覚している。

さらに、『日本三代実録』貞観十七年（八七五）六月二十日条には、

大宰府言、大鳥二集二肥後国玉名郡倉上一。向レ西鳴。群烏数百、噬二抜菊池郡倉舎葺草一。

とあるが、この翌年には唐人や新羅人が来航していることや、国司が十分に巡行できないことなどを理由に値嘉嶋の設置が建議されている。これはすなわち、西海道において地域支配が不安定になっている状況を怪異記事によって表し、それを政府が把握し、対応したということを表しているのではないか。さらに『日本三代実録』元慶三年（八七九）三月十六日条には、

又肥後国菊池郡城院兵庫戸、自鳴。

とある。

以上のように、九世紀の第４四半期に差し掛かる頃に、在地勢力への牽制拠点としての鞠智城を政府が再認識しており、このような状況の中で鞠智城の機能もⅤ期へと移行したと考えられる。

鞠智城のⅠ期～Ⅴ期は、古代国家による辺境支配の変遷と概ね重なり、だからこそ鞠智城の機能は辺境支配の枠組みの中で捉えられるべきであると考えられる。しかし史料的な制約もあり、因果関係の論証には不十分な点も多いと思われる。個別事項の精緻な検討を通して、対外関係の枠組みと在地支配の実態とを統合的に把握することが、今後の課題である。

【参考文献】

相澤央　二〇〇五初出「北の辺境・佐渡国の特質」『越後と佐渡の古代社会　―出土文字資料の読解―』高志書院　二〇一六

今泉隆雄　一九八六初出「蝦夷の朝貢と饗給」『古代国家の東北辺境支配』吉川弘文館　二〇一五

今泉隆雄　一九九〇初出「古代東北城柵の城司制」『古代国家の東北辺境支配』吉川弘文館　二〇一五

今泉隆雄　一九九二ａ「律令国家とエミシ」『古代国家の東北辺境支配』吉川弘文館　二〇一五

今泉隆雄　一九九二ｂ「飛鳥の須彌山と齊槻」『古代宮都の研究』吉川弘文館　一九九三

榎本淳一　二〇一七「東アジア世界の変貌と鞠智城」『鞠智城東京シンポジウム二〇一六 成果報告書　鞠智城の終焉と平安社会　～古代山城の退場～』熊本県教育委員会

大日方克己　一九九六「古代における国境の形成と日本」『歴史評論』五五五

柿沼亮介　二〇一四「朝鮮式山城の外交・防衛上の機能の比較研究からみた鞠智城」『鞠智城と古代社会』二
柿沼亮介　二〇一七「律令国家形成期における対外関係と日本の小中華意識」『日本史攷究』四一
柿沼亮介　二〇二一「対馬をめぐる「国境」認識の歴史的展開」『早稲田教育評論』三五－一
加藤友康　二〇一六「平安期における鞠智城」『鞠智城東京シンポジウム二〇一五　成果報告書　律令国家と西の護り、鞠智城』熊本県教育委員会　二〇一六
菊池達也　二〇一四「律令国家成立期における鞠智城」『鞠智城と古代社会』二
木村龍生　二〇一四「鞠智城の役割に関する一考察　―熊襲・隼人対策説への反論―」『鞠智城跡Ⅱ　―論考編1―』熊本県教育委員会
熊谷公男　二〇一三「節会に参加する蝦夷」熊谷公男・柳原敏昭編『講座東北の歴史　第三巻　境界と自他の認識』清文堂出版
河内春人　二〇一一「古代国際交通における送使」鈴木靖民・荒井秀規編『古代東アジアの道路と交通』勉誠出版
河内春人　二〇一九「遣唐使の交通　――その往路」川尻秋生編『古代文学と隣接諸学8　古代の都城と交通』竹林舎
近藤浩一　二〇一七「八世紀（Ⅱ期～Ⅲ期）の鞠智城と肥後地域　―新羅山城との比較検討から―」『鞠智城と古代社会』五
坂上康俊　二〇〇一『日本の歴史05　律令国家の転換と「日本」』講談社
坂上康俊　二〇〇八「八～十一世紀日本の南方領域問題」九州史学研究会編『境界からみた内と外　『九州史学』創刊五十周年記念論文集　下』岩田書院
柴田勝彦　一九七四「新《肥びと》論」『東アジアの古代文化』二
新飼早樹子　二〇二〇「八世紀の国際情勢及び古代日本の対外措置からみる鞠智城の機能変遷過程に関する試論　―Ⅲ期・Ⅳ期八世紀第4四半期を中心に―」『鞠智城と古代社会』八
鈴木拓也　二〇〇七「律令国家転換期の王権と隼人政策」『国立歴史民俗博物館研究報告』一三四
瀧川政次郎　一九七一「猪甘部考」『日本歴史』二七二
田中聡　二〇〇七「隼人・南島と律令国家　――南方の国制施行――」『日本古代の自他認識』塙書房
土居嗣和　二〇二〇「律令国家と「鼓」　―「鼓自鳴」記事との関わりから―」『鞠智城と古代社会』八
東野治之　二〇〇七『遣唐使』岩波書店
鄭淳一　二〇一五『九世紀の来航新羅人と日本列島』勉誠出版
馬尾達哉　二〇〇四「古代の「シマ」雑感」『奄美ニューズレター』六
永留久恵　二〇〇九『対馬国志　第一巻 原始・古代編　ヤマトとカラの狭間で』交隣舎出版企画
中村明蔵　一九八六「肥人をめぐる諸問題」『熊襲・隼人の社会史研究』名著出版
中村明蔵　一九八九初出ａ「古代における辺遠国と辺要」『隼人と律令国家』名著出版　一九九三
中村明蔵　一九八九初出ｂ「古代多褹嶋の成立とその性格」『隼人と律令国家』名著出版　一九九三
中村明蔵　一九九六初出「南島覓国使と南島人の朝貢をめぐる諸問題」『古代隼人社会の構造と展開』岩田書院　一九九八
永山修一　一九八五「天長元年の多褹島停廃について」『史学論叢』一一
永山修一　一九九九「隼人と南島の世界」原口泉・永山修一・日隈正守・松尾千歳・皆村武一編『鹿児島県の歴史』山川出版社

永山修一　二〇〇七「古代の屋久島」屋久町郷土誌編さん委員会編『屋久町郷土誌　第四巻 自然・歴史・民族』屋久町教育委員会
永山修一　二〇〇九「隼人の戦いと国郡制」『隼人と古代日本』同成社
永山修一　二〇一八「列島南方史からみた日本とアジア」田中史生編『古代文学と隣接諸学一　古代日本と興亡の東アジア』竹林舎
林奈緒子　二〇一九「日本古代の兵庫と鞠智城」『鞠智城と古代社会』七
細井浩志　二〇一二「総論　古代壱岐島の世界」細井浩志編『古代壱岐島の世界』高志書院
三上喜孝　二〇一七「古代日本の境界意識」鈴木靖民・金子修一・田中史生・李成市編『日本古代交流史入門』勉誠出版
水谷知生　二〇〇九「南西諸島の地域名称の歴史的および政治的背景」『地理学評論』八二－四
宮原武夫　一九八六「律令国家と辺要」田名網宏編『古代国家の支配と構造』東京堂出版　一九八六
村井章介　二〇一三「外浜と鬼界島」『日本中世境界史論』岩波書店
山里純一　一九九一初出「南島覓国使の派遣と南島人の来朝」『古代日本と南島の交流』吉川弘文館　一九九九
山里純一　一九九二初出「南島路の存否」『古代日本と南島の交流』吉川弘文館　一九九九
山里純一　一九九六初出「古代の多褹嶋」『古代日本と南島の交流』吉川弘文館　一九九九

一　中村明蔵氏は、律令が規定する「辺遠国」は夷人が居住する地域のことを指し、遠隔の対外的要地を指す「辺要」とは異なる概念であるとして区別する（中村一九八九ａ）。本稿でも、史料上の使い分けがある場合には「辺遠」「辺要」とそのまま表記する。ただし、いずれも古代国家の中心から離れているという地理的条件では重なることから、両者も含めて「都から遠く離れたくにざかい、くにのはて」（『日本国語大辞典』）という一般的な意味で辺境の語も用いるものとする。

二　中村明蔵氏は、越後国と「辺遠国」「辺要」との関係は明らかではないとし、日向国については「辺遠国」であった時期がある可能性はあるが、隼人国である大隅・薩摩とは性格が異なるとする。（中村一九八九ａ）

三　後にみる『類聚三代格』延暦十一年（七九二）六月七日付勅でも、佐渡は「辺要」とされている。

四　他にも、志摩・飛騨がみえないが、両国が「辺要」とされたとは考え難い。中村明蔵氏は、健児を設置する必要性がなかったと推測する（中村一九八九ａ）。また中村氏は、加賀についてもここにみえないとし、理由を推測しているが（中村一九八九ａ）、加賀国は八二三年に越前国江沼郡・加賀郡を割いて設置されたもので、この時には存在しなかった。

五　同じ辺境島嶼国でも、後述のように多褹嶋は八二四年に廃止された。

六　値嘉嶋については『延喜式』にみえず、九二七年までのいずれかの段階で廃止されたと考えられる。

七　本稿では島嶼としてのシマを「島」、行政区画としてのシマを「嶋」と表記する。

八　馬韓の国々のこと。

九　「魏志」弁辰伝にも名が見え、現在の金海市周辺と考えられている。

一〇　渤海使は日本海を南下して東北～山陰にかけての日本海沿岸へと来着する「北路」をとっていた。高句麗からの使節も、越へと来着した事例はあるものの（『日本書紀』欽明天皇三十一年（五七〇）四月条乙酉条・敏達天皇二年（五七三）五月条・敏達天皇三年（五七四）五月条）、初期を除いて百済や新羅と同様に筑紫経由で入境することが

多かったと考えらえる。（柿沼二〇二一）

一一　『続日本紀』神護景雲三年（七六九）十二月癸丑（十九日）条

一二　『続日本紀』宝亀元年（七七〇）三月丁卯（四日）条

一三　新羅使の来日時の行程については、天平勝宝四年（七五二）の新羅使について最も多く史料がのこる。この新羅使に関して対馬についての言及はないが、次に見えるように、筑紫→難波→平城京という行程を追うことができる。

『続日本紀』天平勝宝四年（七五二）閏三月己巳（二二日）条

大宰府奏、新羅王子韓阿飡金泰廉、貢調使大使金暄及送王子使金弼言等七百餘人。乗二船七艘一来泊。

天平勝宝四年（七五二）六月己丑（十四日）条

新羅王子金泰廉等拝朝。并貢レ調。（後略）

天平勝宝四年（七五二）六月壬辰（一七日）条

是日、饗二新羅使於朝堂一。（後略）

天平勝宝四年（七五二）七月戊辰（二四日）条

泰廉等還在二難波舘一。勅遣レ使、賜二絁布并酒肴一。

一四　この年の三月に新羅がこれらの使節を遣した記事がみえる（『日本書紀』皇極天皇元年三月辛酉条）ので、この記事は帰国の際に立ち寄った時のものと考えられる。

一五　帰路、対馬にて客死した。（『続日本紀』天平九年正月辛丑条）

一六　歌番号三七一〇～三七三九。（歌番号は『新編国歌大観』による）

一七　対馬は南北八十二キロメートル、東西幅最長十八キロメートルと、南北に細長い島である。現在は大船越と万関という二つの水路で三分されているが、大船越が開削されたのは一六七二年、万関瀬戸は一九〇〇年であり、これらの開削以前の東海岸と西海岸の行き来は、東西の海岸の距離が最も短くなる小船越などで行われたといわれる。そのため、東海岸を北上した使節は、対馬中部の小船越周辺で上陸して西海岸の浅茅湾に移動したと考えられる。

一八　『日本書紀』天智天皇三年（六六四）是歳条

於二対馬嶋・壱岐嶋・筑紫国等一、置二防與一レ烽。又於二筑紫一、築二大堤一貯レ水。名曰二水城一。

一九　『類聚三代格』延暦十四年十一月廿二日太政官符「応下廃二防人一以二兵士一充中辺戍上事」

二〇　南西諸島とは、種子島・屋久島・口永良部島と三島村を構成する竹島・薩摩硫黄島・黒島などからなる大隅諸島、十島村を構成する吐噶喇列島、奄美大島・喜界島・加計呂麻島・徳之島・沖永良部島・与論島などの奄美群島、沖縄本島や久米島などの沖縄諸島、宮古島と石垣島・西表島などの八重山からなる先島諸島、など九州と台湾の間の島々を一括して指す呼称である。これらの島々の社会・文化のあり方や日本への帰属の歴史的背景は様々であるが、古代の史料に南島としてあらわれる島に比定される島が、種子島、屋久島、奄美大島、徳之島、沖縄島、久米島、石垣島など広範囲に及ぶことから、本稿では便宜的にこの語を用いる。南西諸島の地域設定や呼称などについては、（水谷二〇〇九）を参照のこと。

二一　田中聡氏は、「夷邪久国」は「流求国」で、沖縄島にあったとする。（田中二〇〇七）

二二　『日本書紀』では天武天皇十一年（六八二）七月丙辰（二十五日）条のように、「多禰」と「掖玖」を区別しており、令制下で種子島と屋久島を所管した多褹嶋と異なり、『日本書紀』にみえる「多禰」は島としての種子島を指すと考えられる。

二三　この時期に南島進出が活発化した背景には、滅亡後の高句麗の残存勢力や耽羅などとの通交の途絶により、従属する新たな勢力を見出すことで小中華意識を満たす必要があったことが考えられる。（柿沼二〇一七）

二四　薩末は薩摩、衣評は後の薩摩国穎娃郡、肝衝は後の大隅国肝属郡。

二五　この事件の詳細については、（中村一九九六）（永山二〇〇九）など

を参照のこと。

二六　『続日本紀』和銅七年（七一四）四月辛巳（二十五日）条

二七　薩摩国については、『続日本紀』大宝二年（七〇二）十月丁酉（三日）条に、

唄更国司等〈今薩摩国也。〉言、於二国内要害之地一、建レ柵置レ戍守之。許焉。

とあり、辺境を支配することを意味する「唄更」という表現がみえる。「今薩摩国也」と付されているが、これは『続日本紀』編纂時の注であり、当初から薩摩国と呼ばれていたわけではなく、辺境支配のための特殊な地域設定がなされていたと考えられる。

『続日本紀』慶雲三年（七〇六）七月己巳（二十八日）条には、

大宰府言、所部九国・三嶋、亢旱大風、抜レ樹損レ稼。遣レ使巡省。因免二被レ災尤甚者調役一。

とあり、この時点で大宰府管内に「九国・三嶋」があるとされる。九国とは筑前国・筑後国・豊前国・豊後国・肥前国・肥後国・日向国・大隅国・薩摩国、三嶋とは壱岐嶋・対馬嶋・多褹嶋であり、この時点で薩摩国や多褹嶋が成立していることになる。しかし、大隅国が日向国を割いて設置されたのは、『続日本紀』和銅六年（七一三）四月乙未（三日）条に、

割二肝坏・贈於・大隅・姶羅一、始置二大隅国一。

とあるように、七一三年のことである。そのためこの記事は編纂時の知識で書かれたとも考えられる。

このように、多褹嶋や薩摩国の設置について直接的に言及する記事はない。永山修一氏は、多褹嶋は七〇二年に役人が派遣され、七〇九年には中央から派遣された官人を確認でき、七一四年に至って行政単位としての多褹嶋が名実ともに成立するとする。（永山二〇〇七）。中村明蔵氏は、大宰府主導で多褹嶋の統治は進められ、嶋司も府官による兼官であったが、その状況が移行したのが七一四年の多褹嶋印の給付であったとする（中村一九八九b）。なお永山氏は、薩摩の国は七〇二年の半ばに成立していたとする（永山二〇〇九）。

二八　多褹嶋が廃止になった際に、四郡から二郡になっている。（『類聚三代格』天長元年九月三日付太政官奏）

二九　公廨稲が設置されなかった対馬・多褹の嶋司への公田地子については、（山里一九九六）を参照のこと。

三〇　なお、壱岐嶋や多褹嶋については正史に掾がみえるが、対馬嶋については、『続日本紀』天平宝字四年（七六〇）八月甲子（七日）条の記述にみえるのみである。この記事は、「大隅・薩摩・壱岐・対馬・多褹等司」について地子を給うもので、国司四等官ごとの量を記述しているが、ここに掾がみえるのは大隅や薩摩が中国であったからであるとも考えられ、下国であるとされた国に掾がいた確実な証拠となり得るかは些か疑問である。

三一　『続日本紀』天平八年八月庚午（二十三日）条

三二　『続日本紀』天平勝宝六年（七五四）正月癸丑（十七日）条

大宰府奏、入唐副使従四位上吉備朝臣真備船、以二去年十二月七日一、来二着益久嶋一。自レ是之後、自二益久嶋一進発、漂蕩着二紀伊国牟漏埼一。

三三　『続日本紀』天平勝宝六年（七五四）三月癸丑（十七日）条

大宰府言、遣レ使尋二訪入唐第一船一。其消息云、第一船、挙レ帆指二奄美嶋一去。未レ知二其着処一。

三四　山里純一氏は、「南島路」は正式な航路であったとする。（山里一九九二）

三五　現在でも、南西諸島の海岸では中国や台湾からの漂着ゴミが多く見られる。また対馬でも、韓国や中国からの漂着ゴミが問題となっている。

三六　佐渡国の場合にも、『続日本紀』天平十五年（七四三）二月辛巳（十一日）条に、

以二佐渡国一并二越後国一。

とあり、越後国へと併合されているが、七五二年に渤海使が「越後国佐渡嶋」に来着する（『続日本紀』天平勝宝四年九月丁卯条）と、先掲の『続日本紀』天平勝宝四年（七五二）十一月乙巳（三日）条にあるように、渤海使来着からひと月余で佐渡国を復置している。七五二年の渤海使は渤海から派遣された三回目の使節であるが、それ以前の渤海使は、七二七年も七三九年も出羽に来着した。

すなわち佐渡は、それまでも「辺遠」ではあったが（『類聚三代格』大同四年二月二十九日付太政官奏）、この時に外交使節が来着する可能性のある対外通交上の要地、「辺要」として位置づけられ、越後国府から海を隔てて遠く離れていると情報伝達に支障が出ると考えられたために「国」が復置されたと考えられる。

なお相澤央氏は、緊張する大陸・半島諸国との関係のなかであらたに佐渡国が辺要国として位置づけられたとする（相澤二〇〇五）。

三七　『続日本紀』宝亀五年（七七四）正月庚申（二十日）条

三八　『類聚国史』巻一五九・田地部・口分田・延暦十九年（八〇〇）十二月辛未（七日）条

三九　『類聚国史』巻一九〇・風俗部・隼人・延暦二十年（八〇一）六月壬寅（十一日）条、『日本後紀』延暦二十四年（八〇五）正月乙酉（十五日）条

なお、この時期の対隼人については、（鈴木二〇〇七）などを参照のこと。

四〇　九世紀の来航新羅人の活動については、（鄭二〇一五）などを参照のこと。

四一　『続日本後紀』嘉祥二年（八四九）二月庚戌（二十五日）条

四二　『日本三代実録』貞観十二年（八七〇）十一月十七日条

四三　加藤友康氏も、日常的に国境を越えた人同士が結びつき、中央政府に対して反逆を試みることへの危機意識がこれらの事件によって高まったとする。（加藤二〇一六）

四四　日本の四至の概念については、（村井二〇一三）などを参照のこと。

四五　東山道の末尾の国は出羽であるが、ここでは陸奥が挙げられているという問題はあり、北陸道と出羽国との関係などからの検討が必要である。

四六　肥人については言語学的な分析も含めて他にも様々な見解が出されており、高麗人とする説やインドシナ人とする説などもあるが、肥国と何らかのつながりがあると考えるのが史料に基づく理解であると思われる。

四七　肥後地域と南島との関係については、近藤浩一氏も遣唐使の「南路・南島路」のバックアップ体制や耽羅との通交などの視点から論じている。（近藤二〇一七）

四八　新飼早樹子氏は、八世紀第４四半期に日本が直面していた対外的な問題について検討している。（新飼二〇二〇）